

学生便覧（2023 年度生～2026 年度生）新旧対照表

頁	項目	新	旧
2026 年度生 P12 2025 年度生 P12 2024 年度生 P12 2023 年度生 P11	(学部・学科) 第 2 条の 2	<u>(人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的)</u> <u>第 2 条の 2 健康科学部は、高い倫理観及び豊かな人間力を基盤として、最新の知識と専門技術を備え、高い実践力と新たなサービスを創出する創造力を有する理学療法士及び作業療法士を養成することを目的とする。</u> <u>2 理学療法学科は、最新の理学療法に関する専門知識と高度な実践技能を修得し、自己研鑽を継続しつつ、対象者の思いを受け止め共有し、身体機能の維持・改善及び予防に寄与して健康寿命の延伸に尽力するとともに、地域のニーズに対応した新たなサービスを展開し、多職種と協働して地域の創生に貢献することができる人材を養成することを目的とする。</u> <u>3 作業療法学科は、最新の作業療法に関する専門知識と高度な実践技能を修得し、自己研鑽を継続しつつ、対象者の思いを受け止め、子供から高齢者に至る幅広い世代が住み慣れた地域でいきいきと生活するために必要なサービスを提供し、地域の多様な主体と協働して安心して暮らせる地域コミュニティづくりに貢献することができる人材を養成することを目的とする。</u>	追加

2026 年度生 P19 2025 年度生 P18 2024 年度生 P19 2023 年度生 P18	(卒業の認定) 第 4 9 条 ※2023～2025 年度生は第 48 条	本学に 4 年（第 25 条第 1 項及び第 26 条第 1 項の定めるところにより入学した者については同条第 3 項により定められた在学すべき年数）以上在学、かつ第 4 学年を修了し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、 <u>(削除)</u> 第 2 項の学位を授与する。	本学に 4 年（第 25 条第 1 項及び第 26 条第 1 項の定めるところにより入学した者については同条第 3 項により定められた在学すべき年数）以上在学、かつ第 4 学年を修了し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、卒業証書及び第 2 項の学位を授与する。
2026 年 生 度 P20 2025 年 度 生 P20 2024 年 度 生 P21 2023 年 度 生 P20	(附則)	<u>この規程は、令和 8 年 6 月 1 5 日より施行する。</u>	追加